

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1993.12.10発行〈通巻第223号〉 400円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目 次

●「労働と健康に関する

韓日共同セミナー」参加報告.....1

●時効差別なきじん肺の救済を！

長崎じん肺訴訟上告審で口頭弁論.....11

●悪性中皮腫多発に驚き

アスベスト規制法をめぐる国際交流集会.....16

●前線から(ニュース).....

18

●実践・労災保険⑩.....

21

●一九九三年

年末カンパへのご協力のお願い.....25

過労死・アスベスト・二硫化炭素中毒・・・

韓国労働者をむしばむ

「職業病」の実態

～「労働と健康に関する韓日共同セミナー」に参加して～

関西労働者安全センター事務局 安藤慎吾

韓国訪問主なスケジュール

10/22(金)

18:30~・歓迎会夕食

10/23(土)

第1回労働と健康に関する韓日共同セミナー

(1) [過労死]

①10:00~11:00 (韓国)「過労死の医学的考察」

②11:00~12:00 (日本)「過労死とストレス社会」

③12:00~13:00 (韓国)「韓国における過労死の現況と問題点」

④14:00~15:00 (日本)「日本の過労死問題の経過と闘争」

⑤15:00~15:20 過労死相談センター開所発表

(2) [アスベスト(石綿)]

①16:00~17:00 (韓国)「アスベスト取扱事業場労働者の石綿曝露実態」

②17:20~18:20 (日本)「石綿被害と法的規制への取り組み」

10/24(日)

(3) [二硫化炭素(CS₂)中毒]

①10:00~11:00 (韓国)「源進(ウォンジン)職業病の実態と問題点」

②11:00~12:00 (日本)「日本の二硫化炭素中毒の実態と問題点」

③13:00~14:00 (韓国)「二硫化炭素中毒の職業病認定制度上の問題点」

④14:00~15:00 源進職業病の解決を求める韓日共同声明採択

・源進レーヨン 訪問

10/25(月)

□団体訪問

・13:30~ 九老医院

・15:30~ ブルン歯科医院

・17:00~ 労働と健康研究会

・19:00~ 職業病研究所

この一〇月二三日から二六日にかけ、「第一回韓日労働と健康に関する共同セミナー」への参加と関係団体の訪問・交流のため、韓国を訪れる機会を得た。韓国側受け入れ団体の一つである「労働と健康研究会」(以下、「労健研」とは、全国安全センターの原田正純議長などを通じた連絡がこれまであり、この夏「労健研」による過労死告発キャンペーン実施に向けた協力要請が日本にあつた際に、日本からの派遣と交流を申し出、実現の運びとなつたものである。日本からは、安全センター関係を中心に、医師、弁護士、地域安全センター関係者など一二三名が参加した。

セミナー会場と宿泊予定の寄宿舎のあるソウル市内の西江(ソガ)ン大学に着いたのが二二日の確か午後三時過ぎだったと思う。吐息が真っ白くなるほど寒く、自宅を出る直前に思い出して詰め込

んでおいたセーラーが役に立った。韓

国側との顔合わせまで若干の時間があ
ったので、大学向かいの喫茶店（だと
思う）に入り、コーヒーを注文したの

だが、出てきたのはジョッキのビール。
韓国語しかできない店の主人と言い争
う気もなく、口をつけたが、前日の睡
眠不足もたたって、韓国側の皆さんと
は赤い顔で対面となってしまった。



セミナーで開会のあいさつ 原田正純氏

「韓国でも過労死が社会問題に
過労死相談センターを開設！」

「共同セミナー」は一〇月
二三日から二四日にかけて、

日本側が全国安全センター、

韓国側は「労健研」、源進（ウ
ォンジン）職業病対策協議
会、韓国労働保健職業病研究
所の四者共催で行われた。

テーマは、過労死、アスペ
スト、二硫化炭素中毒の三
つ。年間一三万多名もの労災被
災者と一日平均約七名が労
災で命を落とすといわれる
韓国の労災・職業病をめぐ
る状況の中での、いずれのテー
マも、既に大きな社会問題と
なっている、または近い将来
に必ずそうなることが予想
される問題だ。

セミナーの冒頭、日本側を
代表して原田議長は、「源進

レーョンの二硫化炭素中毒の問題が、
日本の機械のせいと知り、大変ショッ
クを受けた。日韓の政府間、学会間の
交流はこれまでもあつたはずだが、労



過労死相談センターの開設発表と弁護団の紹介

勵者を含んだ医学的交流はなかつた。実現してうれしい。」とあいさつを述べた。

「過労死相談センター」開設発表の時

点までには、労組、

医学関係者、労災・

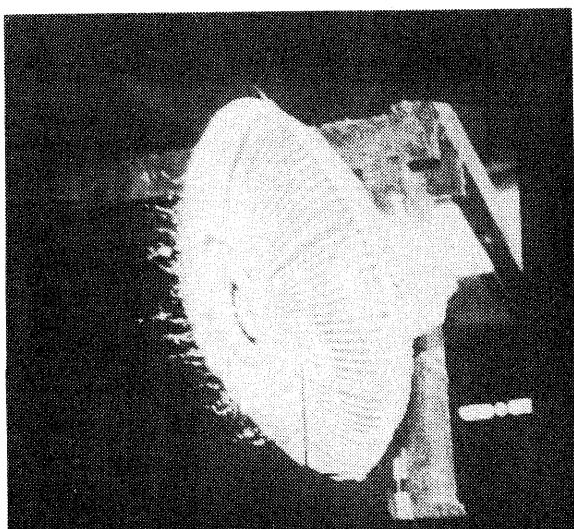
職業病問題の活動家

を中心とする約六〇名の参加者で会場も一杯になり、韓国における過労死問題への関心の高さをうかがわせた。「韓国での過労死の具体的な統計は集計されていないのが実状だが、各種統計から九三年で約五五〇名と推定され、しかも増加傾向を見せてている」とセミナーでも報告した

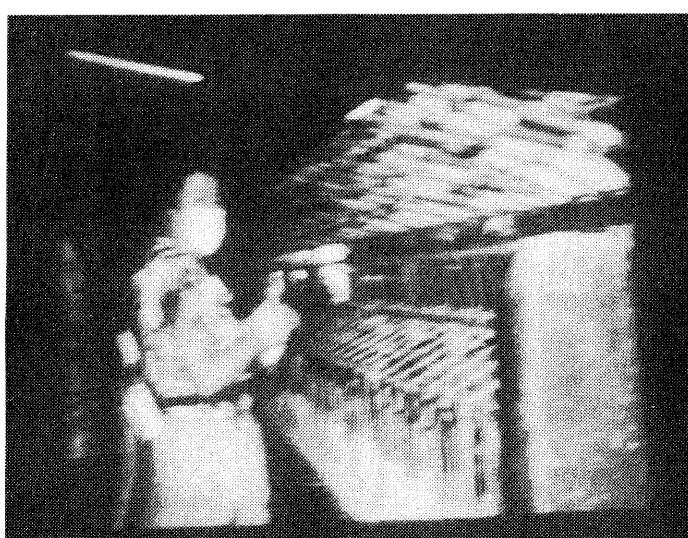
「労健研」共同代表の李慶雨氏は、「過労死相談センター」の開

設に当たり、会場に駆けつけた諮問弁護団、医療団を紹介、「過労死問題を全般的に認識させるきっかけにしたい」と語った。

【韓国のアスベスト被害はこれから？】
アスベスト企業進出にも注意を



アスベストの付着した作業場内の扇風機



アスベスト紡糸労働者の作業風景

「アスベスト取扱い労働者の曝露実態」で詳細な報告を行ったソウル大学保健大学院産業衛生学の白南源教授は、今後、紡織工場での調査や、大型



源進（ウォンジン）職業病問題解決のための共同声明を読み上げる
左：原田正純氏 右：朴賢緒氏（源進職業病対策協議会議長）

ビル内部にアスベストの有無を調査する必要があると語った。アスベストが真っ白にまつわりついた作業場内の扇風機の写真が報告で使われたが、それがまだ約三年前のものだと聞いて驚いてしまった。韓国でアスベストによる労働者の健康被害が現れてくるのは、まさにこれからだと、報告を聞きながら思った。

日本でのアスベスト問題と規制を目指す取り組みは、全

国センター古谷氏が報告、日本のアスベスト取扱企業のうち、ニチアス（韓国では第一レックス）、ユニオンアスベス（韓国名は不明）、韓国へ進出していることが報告され、日本企業が韓国を含めたアジア諸国へ進出し、現地で再び同じ被害を出さないために参加者に注意を促した。

源進（ウォンジン）レーヨンの工場は一九五九年に設立、日本から中古機械を導入し、安全対策の不十分な環境、長時間労働のもと、有害物質である二硫化炭素（CS₂）に労働者をさらし続けた結果、既に三桁に及ぶ数の二硫化炭素中毒者を出している。

二硫化炭素中毒患者が初めて発見されたのは八一年七月だが、その後中毒者は増え続け、九三年九月末現在、韓国労働部（日本でいえば労働省）による認定者だけで既に二八二名に達している。その間の職業病認定闘争の中でも、九一年の二硫化炭素中毒によるキム・ボンファン氏の死亡の責任を求める工場正門前に棺を置いての一三七日間の座り込み闘争をご存じの方もあるう。

あまりに多くの中毒者を出したこの工場には、今年の五月に休業、七月には廃業決定が下され、八〇〇名の労働

「源進レーヨン～同じ工場で二八二名もの二硫化炭素中毒者！」

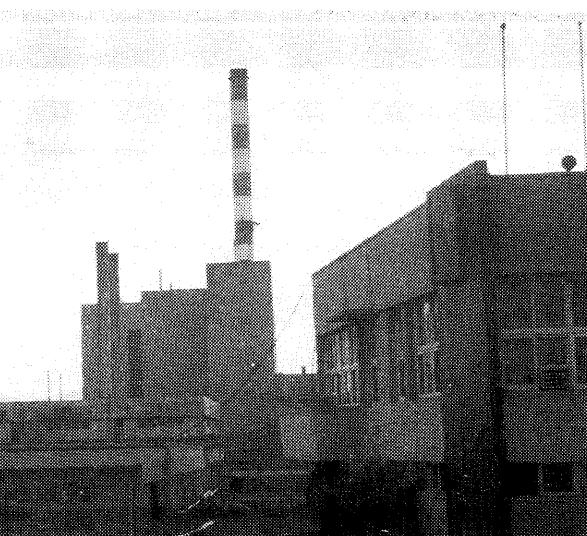
者は突然、失業者となってしまったのである。これに対し、政府投資機関への労働者の再雇用、職業病専門病院の

設立、労働者の定期検診を求め、源進問題解決のための特別法制定などを要求、闘争が展開されている。これまで

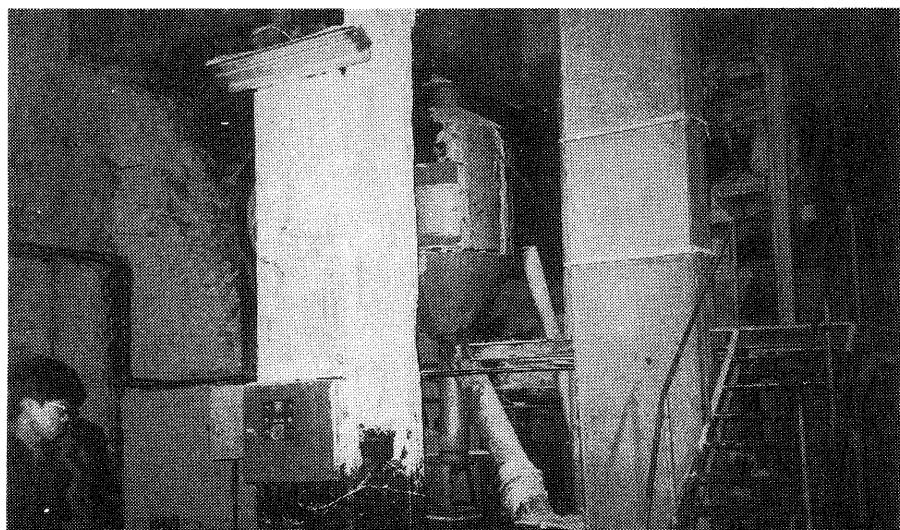
に働いた人数は一三三五〇〇名であり、更に今後、まだまだ新たな中毒者が発見される」とは間違いない。現にこれまで認定された中毒

者の七〇%弱は退職

後に発見されているのだ。



夕暮れ時の源進レーヨン工場



今は動かない工場の機械

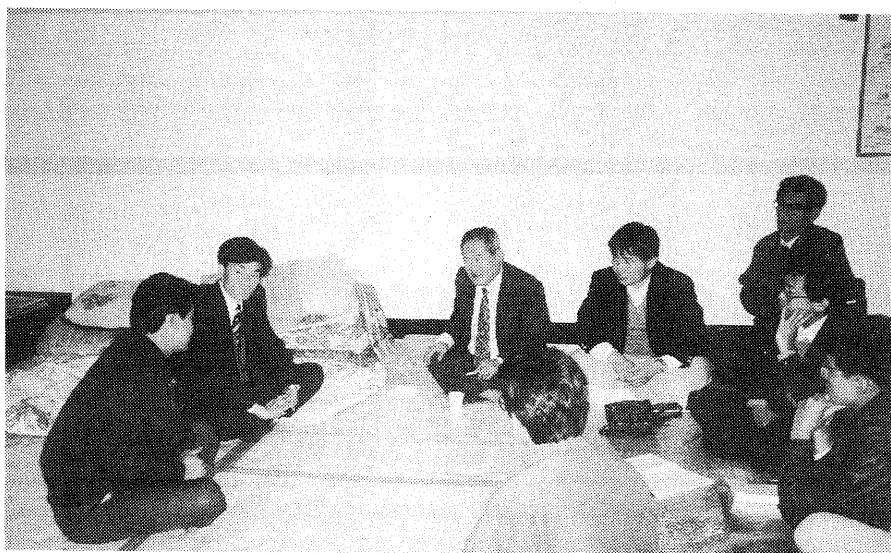
一般に、二硫化炭素は、意識障害を中心とする高濃度の暴露による急性中毒や、慢性中毒では血管障害や腎障害、神経症状などを起こすとされている。しかし、セミナーで原田氏は、二硫化炭素にさらされた労働者は全身にわたって諸症状を示しており、例えば胎児への影響など、むしろ医学的に解明されたとはいえない状態であること

も踏まえて、今後の対策を考える必要があると報告した。

〔源進問題・補償を求め

二五〇〇人がデモ〕

セミナーの後、西江大学から車に一時間ほど乗り、源進レーヨン工場を訪れた。幸いにも組合事務所でお話を聞くことができた。操業停止後既に五ヶ月を経過しているが、他の労組などの支援を受けながら、再雇用の確保を求めて闘っている。

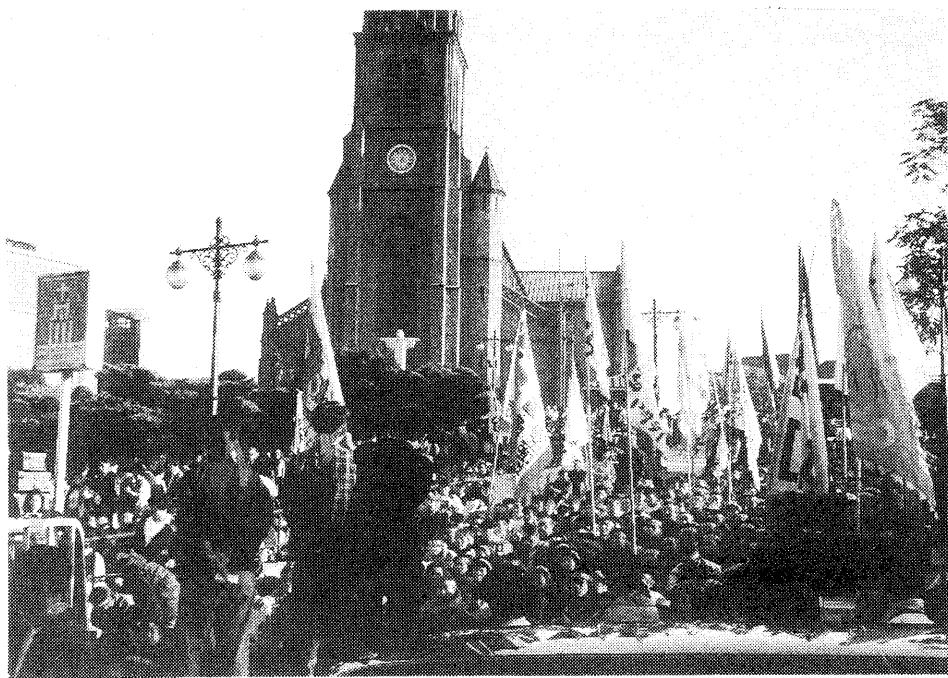


源進レーヨン労働組合事務所で交流



路上にあふれる人・人・人

ちょうどこの前日の、源進レーヨン問題で、労働者の政府投資機関への再雇用や補償を求めて、明洞聖堂前での集会が開催された。労働者や学生約二五〇〇名が結集、デモに繰り出したが、警察との衝突で五五名の逮捕者が出了た。源進レーヨン問題でこれだけ激しい衝突になつた



10/23 源進レーヨン問題で集会：明洞（ミヨンドン）聖堂前



源進問題でデモ行進

のは、今年初めてだつたらしい。既に、委員長に対しては警察が出頭を求めているが、「委員長が逃げてどうする」と委員長は毅然として語った。

【九老工業団地で労働者のための医療

九老医院とブルン歯科】

二五日午前中は市内観光に予定を変更、南大門市場あたりを歩いた後、最

初に九老（クロ）医院を訪れた。以前は工場労働者など約一〇万人がいたという九老工業団地（工団）近くにあるこの医院は、労働組合、宗教関係者や医師らが中心になり、労働者のための医療機関として、一九八六年に開設された。

相談室（産業保健研究室）を併設、医院を訪れる労働者の相談に乗る一方、これまで九老工団の労働者の健康

調査や、源進レーヨンの作業環境測定などを手がけているという。
ところで、日本と同様、韓国へも国外からの労働者が増加しているが、九老工団近くにはそのような外国人のただ。フィリピン、バングラデシュ、ネパールからの労働者が多いそうで、この日はこの医院にもエチオピア人男性が一人来ていた。



九老医院入口にて

昼食後の訪問先は、ブルン歯科医院（ブルン!!青で若々しいという意味）。労働者が気軽に利用できる歯科医院を、若い歯科医師たちが中心になつて八八年に設立。現在、来院する九〇%は、九老工団の労働者だそうだ。労働者の歯の健診にも取り組んでいる。また、硫酸を扱う工場や源進レーヨン工場での酸蝕症の労働者も少なくないという。今ではこの医院の他、全国では六か所のブルン歯科がある。

「活発な「労働と健康研究会」」

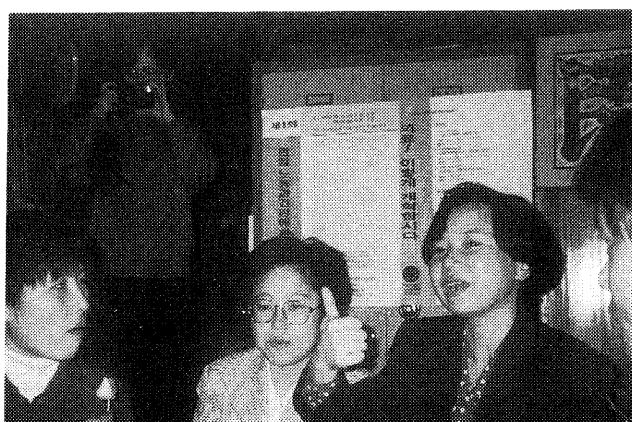
八八年に設立。この組織は、日本の安全センターに似ているという印象を持つたが、組織構成においては医師、看護士、薬剤師など医療従事者が大多数である。現在、女性六名の専従職員がいるが、この女性たちのほとんども看護士や薬剤師である。国内では、こ



労働と健康研究会
過労死相談センター
(上方の2段の題字)

の「研究会」の設立の影響を受けて、八か所に“地域安全センター”ができたそうだ。

安全衛生活動のアドバイザー的な位置から労働組合と協力しながら活動している。折しも、一一月六、七日に、日本で言えば労組を対象とした一泊二日の労働安全衛生学校を控えているところだった。調査・研究活動も活発で、最近では



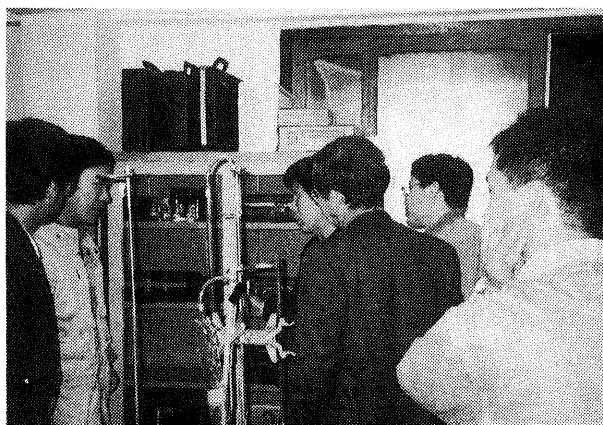
労働と健康研究会専従職員の皆さん

韓国大手の現代自動車の全工程分析と問題点の指摘など、大きなプロジェクトでの実績もあげている。

事務所の本棚を埋める教育宣伝用の立派な単行本やパンフレットの数々にも驚いたが、数日前に渡したばかり日本文献を、「ここまでできた」と何十頁ものハングル訳にした紙束を見せられて、いよいよ驚いてしまった。

労働者の健康問題への韓国での取り

組みは、医療従事者が中心的だという
のは、この滞在期間中にも何度か聞いたが、この「労健研」や九老医院、ブルン歯科医院を中心に、協力的な医師、歯科医師グループが広範に形成されて
いるらしく、特に、歯科医師グループ
についてはその層の厚さと、歯科とい
う独自の領域から労働者・現場に密着
した活動を積み上げてきているという
印象を強く受けた。



労働保健職業病研究所の測定室で説明を受ける

今年の六月に開所したばかりであ
る。いかにもできたてと分かる程にき
れいな作業環境測定室が事務室隣に併
設されている。まだ実績はないと言う
ものの、既に事務職員の健康調査など
大きな計画を二、三抱えているそうだ。
全体構想としては、近い将来の労働者
病院の建設と合わせた、産業保健総合
センターの設立を目指している。

* * * * *

滞在期間中、源進レーヨン問題の解
決を求めて、多くの労働者や学生がデ
モに結集しているのを見ても、その関
心の高まりをうかがい知ることができ
るが、源進レーイヨン問題に限らず、今
回セミナーで具体的に報告を受けた過
労死やアスベスト被害をはじめ職業病
の問題が、遠からずはっきりと見えて
くるはずだ。日本の労働者の経験が生
かされずに、こうした被害が隣国で繰
り返されることに、今は焦りにも似た

〔新設の「韓國労働保健職業病研究所〕

気持ちで一杯だ。ただ、日本で多くの
過労死とその予備軍を生み出してきた
経験を踏まえながら、韓国でも過労死
こと、そして、韓国で職業病問題に取
り組む多くの人たちの活発な活動は何
より心強く、今はこうした人たちとの
結びつきを強めながら、一つ一つを積
み重ねていくことが大切なのだろうと
強く思った。



韓日参加者で記念撮影（於、労働保健職業病研究所）：前列左端筆者

時効差別なき じん肺の救済を！ 長崎じん肺訴訟上告審で口頭弁論

ありふれたじん肺患者の事例

Aさんは昭和五年生まれで、その炭鉱が昭和三五年に閉山するまで、十年炭鉱夫として働いていた。昭和三〇年頃に炭鉱で健診を受け、じん肺の症度一という決定を受けた。しかし、それまでは一気に登っていた坂道を途中で一息入れないと登れなくなつた以外に、生活に差し支えるというほどのものではなかつたので働き続けた。

閉山の後は大阪へ出てきて土木作業などに従事したが、四五年頃になると息苦しさが激しくなり、体力を使う仕事はできなくなつてきた。時々は近くの医院に受診し、薬をもらうが苦しさは変わらない。五五年頃になるといよいよ息苦しさが増し、箸を持つことさえ苦痛になつてきただ。

その頃かかつた医院で専門病院を紹介され、診察と検査を受けたところ重症のじん肺と診断され、医師の勧めで労働基準局にじん肺法にもとづく管理

区分決定申請をしたところ、「管理四」の決定を受けた。管理四とは再重症のじん肺で、Aさんは直ちに労災補償を受けての療養生活に入った。

まだ五〇歳だというのに働くことができず、通院生活を余儀なくされる。じん肺にかかるておらずに働いたとすると、労災の年金や休業補償より多くの稼ぎができるだろう。そう考えると、あの炭鉱での仕事は何だったのかとAさんは考える。

今でこそ常識のように思われている粉じんマスクなど支給されもしなかつた。自前のタオルを顔に巻き作業をしたが、すべに湿気てしまいほとんど用をなしていいない。削岩機で掘削の作業を進め、しばらくすると鼻の穴が粉じんで埋まつてしまい息ができない。そういう状態であつても、炭鉱夫の仕事は掘り出していくらだ。頑張って仕事をすればそれだけ収入は増える。すぐ命につながる落盤事故の警戒はしても、粉じんの危険など二の次だ。もし、その頃に会社が粉じん対策を十分行つ

ていたら少なくとも今こんな惨めな目にあうことはなかつただろう。

六〇年になつて、昔の炭鉱夫の仲間から連絡があつた。当時その炭鉱を経営していた会社を相手取つて、損害賠償を請求するので一緒にやらないかと考へた。損害賠償だなんてそんなこと考へも及ばなかつたAさんは半信半疑だつた。しかし弁護士さんにも会つて説明を受け、息苦しさのたびに当時の会社の責任はどうかと考え続けたことに、まぎれもない根拠のあることを確信したのだった。そしてAさんは原告団に加入することを決意する。

じん肺患者が損害賠償請求訴訟の提起に到る経過の典型例を、書いてみた。Aさんは架空の人物だが、現在、最高裁の第三小法廷で争われている長崎じん肺訴訟の原告団には、このようないがたくさんいる。全国の裁判所で係争中の二五のじん肺訴訟の原告にもたくさんいるし、現在療養中といわれる何万人かのじん肺患者にとってもありふれた話であろう。

無茶苦茶な福岡高裁の時効判断

さて長崎じん肺訴訟が係属される最高裁第三小法廷は、この十一月三〇日に口頭弁論を開くことを決定した。最高裁に上告された事件で、口頭弁論が開かれることは稀で、通常はある日突然判決がほとんど「上告棄却」で下るのが普通なので、口頭弁論開催決定は同時に第一審の判決が見直される可能性が大きいことを示している。

見直されようとしている判決とはどのようなものだったのか。

はじめのAさんの場合、もともと損害賠償を請求する権利がないというものが、なぜないのかといえば、裁判を提起するのが遅すぎる、時効で権利が消滅しているというのだ。

Aさんは、昭和三〇年に軽症であるとはいえた健診でじん肺になつていて診断され、そのことを知っていた。そのときから損害賠償の請求ができるのだから、三〇年もたつた六〇年になつ

て請求しても時効が成立している。じん肺という病気の特徴を知っていないくともAさんの経過を知れば「そんな殺生な」と思うだろう。Aさんは、昭和三〇年当時、じん肺になつていているといつても、医者にかかる」となく炭鉱で働いていたのである。

これまでじん肺の損害賠償責任を争う裁判は数々行われてきたが、その度に消滅時効の起算点をいつと考えるかについて論争してきた。十年前にお金を貸したが、その後一回も請求せずに今になつて返せといつても通らないという、あの、「時効」である。じん肺という病気の特徴が、その法律解釈をめぐって様々な議論を呼んでいる。

幾多の患者発生の後に提起されたじん肺訴訟

じん肺は「最古・最大の職業病」といわれる。古くはピラミッドのマイラ

にもじん肺の兆候があつたといわれ、日本でも江戸時代から佐渡の金山などで「よろけ」「ほりだおれ」と言われて恐れられてきた。にもかかわらず現在でも、年間のじん肺による労災補償給付新規支給件数が一一四〇件と全体の職業性疾病の件数一〇三六六件の一割強を占め、その多発ぶりを表している（一九九一年度）。

じん肺は、粉じん作業に従事することによって多量の粉じんを吸い込むことから発生するが、原因となつた粉じん作業を離れてから一〇年、一〇年を経過して発症することも多い。そして、いったん発症すると根治することはなく、その特徴は不可逆性、進行性であると言われる。また、退職後かなりの年月を経ての発症は、専門医による健診を受けない限り発症自体を明確に自覚することもできない。

こうしたじん肺の特徴に対し、発生予防のためにじん肺法が定められ、粉じん職場では事業者にじん肺健診の実施を義務づけ、その結果、有所見者

には管理区分（一～四の者、一は所見なし）の通知が行われることになつてある。また、退職者もかつて粉じん作業に従事したことのある場合は、任意ではあるがいつでも管理区分の決定を申請することができるうことになつている。

しかし、職場でのじん肺健診でじん肺管理区分一の決定を受けたとしても、粉じん作業からの転換が義務付けられているわけではなく、粉じん作業が続く場合がほとんどだ。さらに退職するときに、管理区分三の場合は健康管理手帳を受けることができ、その後も定期的な健診の受診が勧告されるが、管理区分一の場合にはそれもなく、本人が意識的に専門医に受診しないかぎり症状の進行は確認されないと問題点がある。

こういう状況のなかで、昭和一〇年代の戦後から四〇年代の高度経済成長の時期まで、炭鉱、鉱山、そして鉄道、高速道路網の整備のため、粉じん対策など省みることなく掘り続けられたト

ンネルなどで作業に従事した多数の労働者が、その後年月を経てじん肺に罹患しているのである。

こつこつと地中で働きつづけ、その結果じん肺を発症し、あるいは死亡した被災労働者とその遺族が、知つていながら粉じん対策を怠つたまま働かせた会社に対し、損害賠償請求をすることは当然のことであつた。しかし、労災保険による補償を受けるのが精一杯であった一介の被災労働者にとって、会社に対して訴訟を行うまでには時間を要したのである。日本で始めての炭鉱夫じん肺訴訟、長崎じん肺訴訟が提訴されたのは一九七九年十一月のことだつた。この年の新たなじん肺による労災保険給付支給件数は、一一五〇件にのぼっていた。

一〇八人を時効で切り捨てた
福岡高裁判決

さて、長崎じん肺訴訟に話を戻す。長崎県北松浦郡にあつた日鉄北松炭鉱

で働いてじん肺に罹患した患者とその遺族一一四人（患者数六一人）が日鉄鋼業を相手に一九七九年十一月一日、長崎地裁佐世保支部に損害賠償請求訴訟を提起した。その後第二次が翌年の八〇年八月、第三次が八一年の五月、第四次が八二年五月等と続き、生存患者二九人、遺族一四九人の計一七八人（死亡患者三四人）におよび、請求金額も二〇億円を超えるまでに達している。

第一審判決は八五年三月に言い渡され、被告企業のじん肺発生責任を認め、総額九億九、九四〇万円（死亡・管理四に一、三〇〇万円、三に一、八〇〇万円、二に一、〇〇〇万円）の損害賠償額を認定した。しかし、時効の起算点を最終の管理区分決定時としたため、そこから民法の債務不履行についての時効の規定一〇年を経過して後に提訴している七七人（生存患者四人、遺族七三人）の原告については時効が成立しているとして敗訴となり、勝訴したのは一〇年以内の提訴である八〇

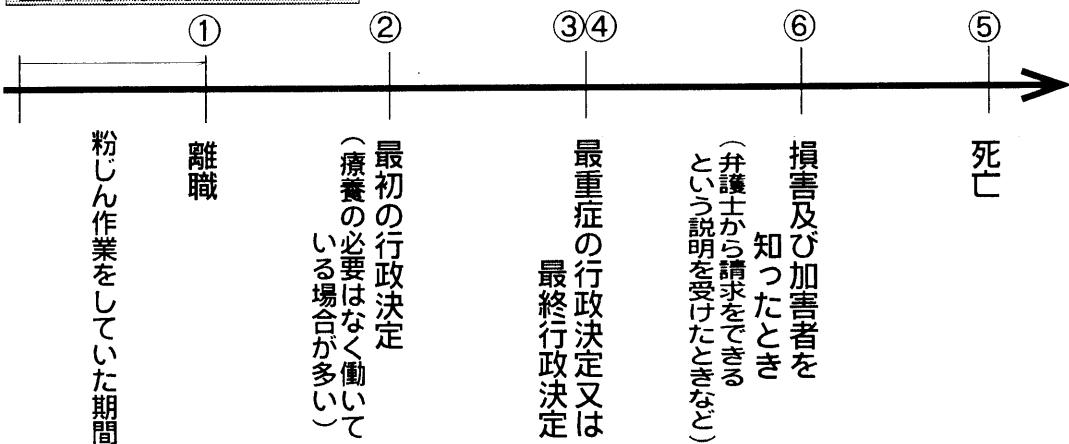
人（生存患者三三人、遺族四七人）となつた。

福岡高裁で争われた第二審の判決は八九年三月に言い渡された。企業の責任は認められたものの、総額は三億七、五四五六万円（死亡・管理四は一、一〇〇万円、軽度障害の四は一、〇〇〇万円、三は六〇〇万円、二は三〇〇万円）と大幅にダウンした。しかも、時効の起算点を今度は最初のじん肺行政認定時と遡らせ、新たに患者数で十人、合計一〇八人の原告に敗訴を言い渡し、勝訴は七〇人となつた。

じん肺に時効なし

時効の起算点について、これまで裁判で主張されたり判決で採用された説の主なものを上げると以下の通りである。
①患者が退職した時説
②最初の行政決定説
（療養の必要はなく働いている場合が多い）
③④最重症の行政決定又は最終行政決定説
（弁護士から請求ができるという説明を受けたときなど）
⑤患者が死亡した日説
⑥損害及び加害者を知ったとき
⑦本訴提起の日説
⑧原告を知った時説
⑨本訴提起の日説

主な時効起算点の主張



これまで判決でも各説が採用されてきたが、おおむね③、④や⑥の説をとることが多かった。長崎じん肺訴訟の第二審ではそれまでに判決としては例のない②の説をとったわけだが、それ以降に下された各じん肺訴訟判決においても③、④の採用が有力で、事実上の⑥の説を採用し、その後和解に到つている常磐じん肺訴訟の例もある。

じん肺という病気の特徴を理解するなら、どのような裁判官であっても少なくとも①、②のような見解はとりようのないものと考えられ、その意味では福岡高裁の裁判官は、前提となる理解に欠けたまま判決に到つたとしか考えられないものである。

時効起算点の議論には、利益追求のため粉じん対策を怠つたまま、作業に従事させ続けてきた企業、そしてじん肺防止のための対策を不十分にしか実施してこなかつた政府の責任、離職後に徐々に症状が現れながら、正当な療養を受けるに到らないまま悪化して始めて労災保険給付を受けるといった患

者の状況、粉じん職場から離れ何年も経過して専門家の協力なしには損害賠償請求のすべてをもたない患者の置かれている立場等を総合的に判断の材料としなければならないはずである。

そうすると、提訴した日もしくは損害を具体的に知った時にいたるまでの時効は進行しないとするのが当然であろうと考えられる。

長崎じん肺訴訟の原告団では、「人間の悲しみと怒りに時効はない！」と題した最高裁へ向けた百万人署名運動を展開している。関西労働者安全センターとしてもこの署名運動を推進してゆきたいと考えている。

最高裁へ百万人署名を

最高裁第三小法廷では、このような問題について見直しが行われるだろうが、症状に苦しみ続ける患者をもてあそぶかのように不当な責任逃れの主張を続ける各じん肺訴訟の被告企業の対応をあらためさせ、一刻も早く患者に謝罪をさせるような結論の導き出されることが期待される。すでに各地の地裁段階では、差別なき救済の判決あるいは和解の結論が導き出されているのだから。

悪性中皮腫多発の被害に驚き

豪アスベスト疾患協会 B・ホーガン氏を迎えて

一〇月一七日、アスベスト規制法をめざす国際交流・大阪集会が開催された。この集会には、オーストラリア・アスベスト疾患協会のブルース・ホーガン氏が招かれた。この協会は、西オーストラリア州の青石綿（クロシドライト）鉱床をもつウィットヌーム鉱山で働いた労働者の自助組織で、一九七九年に結成され、ホーガン氏は、協会で環境衛生の専門家として活動している。

性中皮腫になり、その内各一〇人、一人が死亡、闘病中の教師二人には労災補償金が支給されるというものの、大きな社会問題となっている。

集会では、西オーストラリアでのアスベスト規制への経緯と協会の活動の成果や、被害の実態として、アスベストの中でも発ガン性の高い青石綿が学校のスレート屋根にも使われ、その後の腐食のため、アスベスト纖維が飛散し、今後の発症が非常に心配されることも報告された。

パース市だけで常識では考えられない程多数の悪性中皮腫患者が発見され、ある調査によると、二〇二〇年までに約二〇〇〇名の元ウィットヌーム労働者が石綿肺、肺ガン、中皮腫で死亡するとも言われるなど、西オースト

教師・卒業生にも被害多発

西オーストラリアでは、学校の屋根に使われているスレートが劣化し、アスベストを含んだ纖維が飛散し、この五年間で教師二二人、卒業生三人が悪

ラリアでの被害は深刻化しており、シヨッキングな内容だった。

早急な国内規制強化を！

その後、「アスベスト規制法をめざす会」事務局長の里見氏が、この間の取り組みを報告した。

アスベスト規制法は一旦廃案に追い込まれたものの、一方で大手企業のノンアス製品への移行に続き、中堅企業でも昨年あたりから新商品が出されるなど脱アスベスト社会への動きを企業側からも見せ始めている。ヨーロッパやアメリカでは、既に、あるいは、この数年のうちにアスベストの使用禁止が達成されようとしているが、日本ではスレートをはじめ、まだまだ多量に

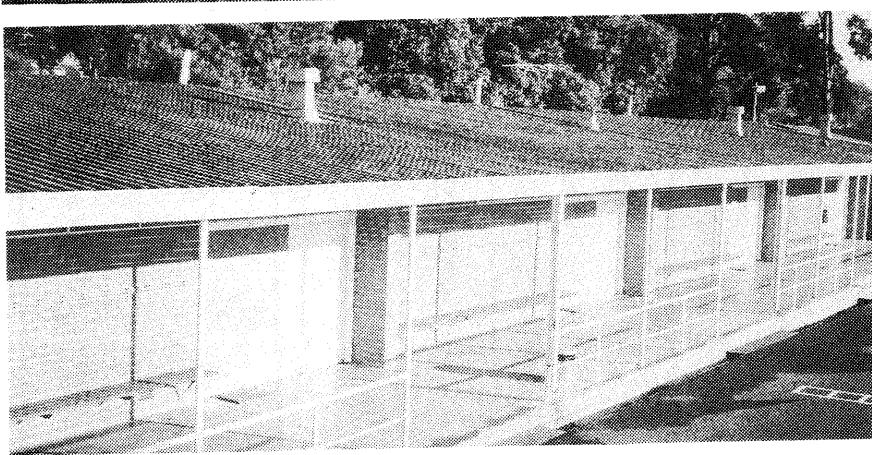
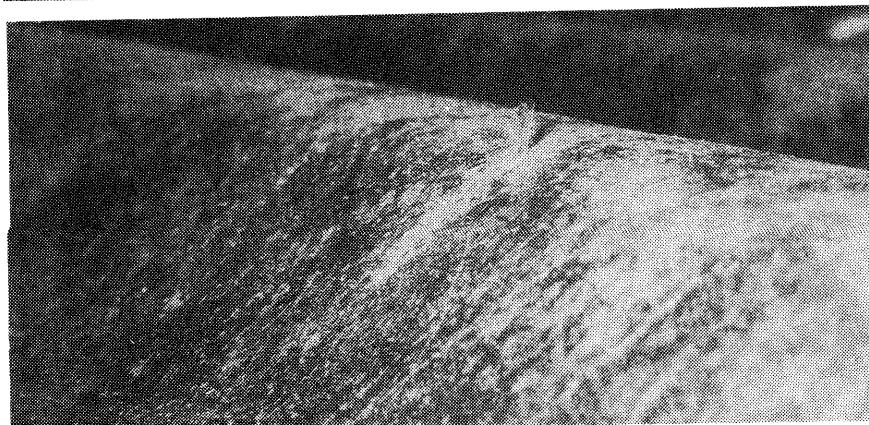
アスベスト規制法を
めざす国際交流集会

使われている上、規制も遅れており、
法制定への一層の努力を呼びかけた。

屋根の石綿スレートの調査
左側はB・ホーガン氏

崩れたスレートの表面に出た
アスベスト纖維

学校の石綿スレート屋根



仲川君解雇撤回闘争

なされた。安全
センターも、地

シムラが中労委の和解勧告を拒否

東南

11／5本社前抗議集会に地域労働者が結集

ユニーク東南

域から未組織労
働者を支援して
いこうといふこ
の闘いを今後も

積極的に支援していきたい。

前線から

今年三月の
地労委による
ユニーク側全
面勝利命令を

不服として、
現任、会社側
が再審査を申
し立て、中労委で闘われて
いる仲川君の労災解雇撤回
闘争だが、シムラ社長は、
中労委の九月、一〇月の調
査での和解勧告を頑なに拒
否、結局一一月二日午後
一時三〇分より審問、結審
することになった。

このようなシムラの解決

引き延ばしを許さず、一
月五日に六区連帯会議呼び
かけのシムラ本社前抗議集
会が行われた。夕方六時に

地域の仲間約五〇名が結集
し、集会を開始すると、社
員は逃げるようこそくさ
と退社してしまい、用意し
た団交開催要求書を手渡す
ことはできなかつたが、ユ
ニオンとうなんをはじめと
した支援のアピールに続
き、仲川君が「社長は引き
延ばせばあきらめるだろう
と思っているが、最後まで
闘う」と力強く決意表明が

大阪 自主対応・参加型で 労働安全衛生講座を開催

全港湾関西地本

全港湾関西地本では、自
主対応・参加型の労働安全
衛生講座を十一月一日から
五日間の日程で開催してい

る。この講座は全港湾中央
本部が企画し、全国に先駆
けたモーテル講座として開催
しているもので、月曜日のみ
には参加者の各職場での改
善事例が発表された。その

日間といふスケジュール
で、定員一〇人のグループ
討論を中心としたものとな
つてゐる。

第一回は職場改善を行
って、グループ討論が行わ
れ、十一月八日の第二回目
には参加者の各職場での改
善事例が発表された。その

職場独自の適切な工夫による改善事例が多数列举され、発表後も質問が飛び交うなど、極めて興味深いもの

となつた。せつかくこれまで埋もれていた改善事例を集めただから、ちゃんと写真入りの冊子にまとめて

はどうかとの声もでた。
こうした本格的な参加型の講座は、同地本でも初めてであり、今後もこうした

取り組みが各支部とともに工夫されて行われることが期待される。

企業社会の変革を目指して

宝塚 日本労働弁護団が第三七回総会

日本労働弁護団（旧總評弁護団）の第三七回総会が

十一月十八～十九日、宝塚市で開かれ、全国から約百名の弁護士が参加した。同

弁護団は、労働関係の事件、とりわけ労災職業病訴訟の闘いを広く取り組み、最近では「雇用調整ホットライン」の取り組みに代表されるように、法的分野での労

働者の権利拡大に努めている。

十八日には、「企業社会変革の視点と働くためのルールづくりに向けて」と題した記念シンポジウムが開催され、パネリストとして、

熊沢誠氏（甲南大学教授）、西谷敏氏（大阪市立大教授）、鶴飼良昭氏（同弁護団幹事長）が出席した。企業

は「どうかとの声もでた。
こうした本格的な参加型の講座は、同地本でも初めてであり、今後もこうした

取り組みが各支部とともに工夫されて行われることが期待される。

大阪 困難多い被災労働者の社会復帰 立ち遅れ目立つ行政施策

外傷性頸部症候群と腰痛

外傷性頸部症候群と腰痛

で一九八七年の労災被災以来療養を続けてきたYさん

で一九八七年の労災被災以来療養を続けてきたYさん

は、頭や肩の痛みが残りながらもこれ以上症状の改善

者に大きすぎる負担を負せるものとなつてゐる。

く責任がなく、あとは道義上の問題だけとなる。障害

められないとしている。

現行の制度上は、事業主には災害補償責任はあるものの、社会復帰となると全

等級そのものの問題とともに取上げられ問題となり得る。

シルバー人材センター労災で
不当な棄却決定
「通常の雇用関係でない」

しかし同時に決定書は、実態的には人材センターの設立の趣旨に照らし高年齢者労働能力活用事業になじむのか否かについては大いに疑義をもつものであるとしながらも、ここで議論を差し控えることとするとした。あくまでシルバー人材センターの会員については適用しないとする労働省労働基準局監督課長通達の原則部分の域を出ない決定といえよ。

痛みの症状がかなり残っているため、もちろん労働福祉事業によるアフターケア、針灸施術特別援護措置を受け労災保険による給付を継続して受けることにな

るが、最大の課題は社会復帰である。労働省は今年の春に新通達を出したものの、決定的にこの面での施策が遅れており、被災労働

シルバー人材センターの会員としてビル管理会社に派遣され、豊中市立体育馆の警備員として勤務中、高所からの転落事故にあり死亡したMさんの遺族の労災保険・遺族補償等の審査請求に対し、大阪労災保険審査官は十月二十五日付で棄却決定を下した。

であり、労働基準法上の労働者は認められない」として、審査基準は九一年三月に不支給の決定を行つた。これを不服として大阪労災保険審査官に審査請求を行つていたもの。

もしMさんが仕事の紹介を受けたシルバー人材センターが労働省の政策に基づく社団法人でなければ、労働実態から明らかに労働基準法の労働者に該当するものと判断されたであろうことを考えると、この決定は不当としか言いようがない。遺族は十一月一〇日付けで労働保険審査会に対しても審査請求を行っている。審査会の判断が注目される。

シルバー人材センターの会員としてビル管理会社に派遣され、豊中市立体育馆の警備員として勤務中、高所からの転落事故にあり死亡したMさんの遺族の労災保険遺族補償等の審査請求に対し、大阪労災保険審査官は十月二五日付で棄却決定を下した。

であり、労働基準法上の労働者とは認められない」として、基署は九一年三月に不支給の決定を行つた。これを不服として大阪労災保険審査官に審査請求を行つていたもの。

決定書は、今回棄却の理由について、あくまでシルバーパートナーズが、

センター会員として仕事の提供を受け、その報酬として配分金を受け取っているもので、通常の雇用関係に基づくとは認

実践・労災保険

(第十回)

遺族補償給付

三 保険給付（続）

年金は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたもので、次の条件に該当するものである。

①妻、六十歳以上若しくは一定の障害状態にある夫

②十八歳未満または障害の子

③六十歳以上または障害の父母

④十八歳未満または障害の孫

⑤六十歳以上または障害の祖父母

⑥十八歳未満若しくは六十歳以上または障害の兄弟姉妹

このように死亡した労働者の収入によって生活をしていた実態があつた遺族であれば誰でも支給されると

いうわけではなく、妻を除いては六十歳以上、十八歳未満の年齢制限を満たすか障害者であることが条件となつてゐる。ここでいう一定の障害

妹
支給の要件

⑦五十五歳以上六十歳未満の夫

⑧五十五歳以上六十歳未満の父母

⑨五十五歳以上六十歳未満の祖父母

⑩五十五歳以上六十歳未満の兄弟姉妹

実際に支給されるのは、この中で順位の最も高いもので、同順位のものが二人以上いたときは等分されることになる。ただ⑦以下の五十五歳以上六十歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の場合には、受ける資格があつても六十歳になるまでは支給が停止される。（公務災害の場合には五十五歳に達すれば年金が支給されることになつてゐる。）

このように死亡した労働者の収入によって生活をしていた実態があつた遺族であれば誰でも支給されると

いうわけではなく、妻を除いては六十歳以上、十八歳未満の年齢制限を満たすか障害者であることが条件となつてゐる。ここでいう一定の障害

状態というのは、労災保険の障害等級表の第五級以上の障害が該当する（公務災害の場合は第七級以上）。

このような規定になつてゐる理由は、列挙されたような人々にとつて収入の道が容易に開けないといふ社会的な前提をもととしているのであらうが、妻が無条件で支給されるのに対し、夫は制限がつけられてゐることは著しく均衡を欠くものといえるだろう。支給決定時に後に述べるように生計維持関係を調べるのであるから、このよだな制限は不合理なものといつてよい。

さて、問題になるのは「労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた」と判断する範囲である。これについて労働省の通達は次のように述べている。

イ 死亡の当時には、負傷又は発

病後死亡までの相当期間が経過していても、その労働者が業務災害を被らなかつたならば、その死亡の当時においても、その収入で生計を維持してゐたであろう場合を含むが、死亡の当時労働者を遺棄してゐるような場合は、含まれない。

口 労働者の収入には、賃金収入はもちろん、休業補償給付その他各種保険の現金給付その他一切の収入が含まれる。

ハ もっぱら又は主として労働者の収入によつて生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によつて生計の一部を維持されていれば足りる。したがつて、いわゆる共稼ぎもこれに含まれる。なお死亡労働者が当該遺族と同居し、共に収入を得ていて場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計依存関係を認めて差し支えないこと。この場合、生計依存関係がないことが明らかに認められるか否かは、当該遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出の状況等によって判断すること。

(昭和四一・一・三一基発第七三号)

さらに別の通達でも付け加えて次のように述べている。

のようすに述べてある。

一 労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年齢、職業等の事情が類似する一般人のそれを著しく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によって消費生活の全部又は一部を営んでいた関係（以下「生計依存関係」という。）が認められる限り、当該遺族と死亡労働者の間に「生計維持関係」があつたものと認めて差し支えなうこと。

ただし、当該遺族が死亡労働者と同居していたその孫、祖父母又は兄弟姉妹であり、当該遺族の一親等の血族であつて労働者の死亡の当時において当該遺族と同居していた者（以下「当該血族」という。）がいる場合には、当該血族の収入（当該血族と同居している当該血族の配偶者の収入を含む。）を把握し、一般的に当該収入によつて当該遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入がある場合は、原則として、生計依存関係があつたものとは認めないこととする。

二 以下の場合も生計維持関係が「常態であった」ものと認めること。

(1) 労働者の死亡当時において、

業務外の疾病その他の事情により当該遺族との生計維持関

係が失われていても、それが

一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。

(2) 労働者の収入により生計を維持することとなつた後まもなく当該労働者が死亡した場合であつても、労働者が生存

していたとすれば、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続するに至つたであろうことを推定し得るとき。

(3) 労働者がその就職後極めて短期間の間に死亡したためその収入により当該遺族が生計を維持するに至らなかつた場合であつても、労働者が生存していたとすれば、生計維持関係がまもなく常態となるに至つたであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

年金の額

支給される年金額は、年金を受けられることができる遺族と、生計を同じくしている①から⑩までの遺族の数を合計して決められる。額は次の通り。

一人 給付基礎日額の一五三日分
(昭和四一・一〇・一二二基発第
一一〇八号)

ある妻一人の場合は一七五日分
(五五歳以上または障害の状態に
二人 一九三日分
三人 二二二日分

また、妻や夫については婚姻の届

け出がされてはいないが、事実上の内縁の妻も含まれる。労働者の死亡時に胎児であつた子は、生計を維持していたと見なして、生まれて以降の受給資格者となることとされている。

通達

にあるように、孫と祖父母に

ついては、それぞれ子と父母の収入がどうであるかによって決まることがある。

遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入がある場合は、原則として、生計依存関係があつたものとは認めないこととする。

一般的に当該収入によつて当該

遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入がある場合は、原則として、生計依存関係があつたものとは認めないこととする。

二 以下の場合も生計維持関係が「常態であった」ものと認める

こと。

(1) 労働者の死亡当時において、

業務外の疾病その他の事情により当該遺族との生計維持関

係が失われていても、それが

四人 二三〇日分

五人以上 二四五日分

(3) その他の子、父母、孫及び祖父
母

員の場合はその上に積み増しで遺族
特別援護金が支給される。

また、保険給付としての年金に加
えて、労働福祉事業から被災前一年
のボーナスの額をもとに計算した特
別年金が支給される（公務員の場合
は年金の二〇%）。

以上の年金は、受給者の都合で
一〇〇〇日分を限度として前払いを
受けることもできる。

遺族補償一時金

遺族補償一時金は、労働者の死亡
当時その収入によつて生計を維持し
ていた者がいなかつたとき、つまり
年金の受給資格者がいなかつたとき、
一定の範囲の遺族に支給される。範
囲と順位は次の通りである。

①配偶者

②労働者の死亡当時、その収入に
よつて生計を維持していた子、
父母、孫及び祖父母

（公務員の場合には、この順位が少
し異なる他に、親族に限らず主とし
て職員の収入によつて生計を維持し
ていたものも加えた広い範囲になつ
ているところが違う。

一時金の額は、給付基礎日額の
一〇〇〇日分で、それに労働福祉事
業として年金と同じくボーナスを計
算の基礎とした特別一時金が一〇〇
〇日分支給される。

他に、もし年金の受給者が一七歳
の子だけであつたとすれば、一八歳
に達したときに資格を失うことにな
るが、年金として受け取つた額が
一〇〇〇日分に達していなければ、
その不足分が一時金として支給され
ることになる。

さらに、年金と一時金にかかわり
なく、労働福祉事業として三〇〇万
円の特別支給金が支給される。公務

葬祭料（葬祭給付）

ただ問題になるのは、会社主催の
社葬をどう見るかということだが、
労働省は「会社の恩恵的、厚意的性
質に基づく」ものであれば、遺族に
支給すべきであり、「葬祭を行う遺
族がない場合」に会社が葬祭を行つ
たようなときは会社に支給すること
としている（昭和二十五・一一・二九
基災収一九六五号）。

葬祭料の額は、二六万五千円に給
付基礎日額の三〇日分を加えた額と
給付基礎日額の六〇日分のどちらか

高いほうが支給される。

一九九三年年末カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、さまざまなお取り組みに日夜ご奮闘

のことと、敬意を表する次第です。また、当関西労働者安全センターに対しましては、常日頃より多大なご支援、ご協力をいただき、本当にありがとうございます。

さて、労働者のいのちと健康を守る運動をめぐる状況は、「快適職場形成促進事業」に象徴されるように、労働行政の側においても「より積極的な安全衛生対策」が打ち出されるに至っています。また、私たちが提案してきた自主対応・参加型の安全衛生運動については、各労働組合で取り組みがなされ、今後の労働者が主導する労働安全衛生運動への発展が期待されています。

しかしながら、現実の労災職業病をめぐる状況は厳しく、相変わらずの中小事業場における災害多発、そして「労災隠

し」の頻発がみられ、当センターに相談に訪れる未組織労働者が後を絶ちません。また「過労死」に象徴されるように、過密な労働環境が労働者の健康を徐々に蝕む実態が進行しています。さらに、長期療養被災労働者の職場復帰問題において労働省は、今年新たな方針を出したものの、個別被災労働者の職場復帰問題は長期化する不況のなかで困難を極めるものとなつており、この面でも労災補償法制の抜本的な改正が

必要と言えるでしょう。

関西労働者安全センターは、十九七三年にその発足が宣言されて以来二十周年を迎える十月一日には記念シンポジウムを盛大に開催することができます。今後はこうした山積する課題への取り組み強化を図るべく、運動を拡大していくかなければならないと考えています。

こうした活動を支える財政の改善につきまして、種々の努力にも関わらず、いまだ皆様にカンパをお願いしなくとも丈夫というところまで到達できていないのが現状です。いつもながらのお願いにまことに心苦しい限りではありますが趣旨をご理解いただき、年末カンパへの格別のご協力をお願い申し上げる次第です。

一九九三年一一月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

郵便振替口座 大阪6-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

○月の新聞記事から

大分県湯布院町の橋梁工事現場で土砂崩れ、四人が生き埋めになり、二人が死亡。

一
〇
·
五

大阪市営新交通システム「ニユートラム」住之江公園駅で、無人運転の電車が停車位置を超え、車止めに激突。乗客一九四人重傷。

二ユートラム事故で大阪労基局が、対策本部を設置、労災補償の窓口相談等を行う。

日鉄鉱業相手に元炭鉱労働者と遺族の計七八人が総額二〇億六千万円の損害賠償を求めた「長崎じん肺訴訟」上告審で最高裁第三小法廷は、一月三〇日に口頭弁論続きを開くことに決定。

韓国黄海上で離島フエリーが沈没。
○人以上が死亡、不明に。 一〇

一〇四

北海道内の炭鉱でじん肺になつた労働者と
遺族が国と三井鉱山等六社を相手に総額一
九億三千二百万円の損害賠償を求める「石
炭じん肺訴訟」の第二陣が札幌地裁に集団
提訴

長野県の一二町村の九月議会で「過労死をなくし、労災認定基準の改正を求める請願・陳情を採択。

甲府信金職員誘拐事件で、遺族が甲府労基署に労災申請へ。甲府信金も協力へ。

一〇・二四
中國江蘇省徐州市の炭鉱で爆発事故、炭鉱労働者四〇人が死亡、四人負傷。

二ユートラム事故で大阪府警は、中継继電盤内リレー器の腐食がブレーキ信号を遮断し事故の直接原因になつたとの見方を強めた。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

11・12月号(通巻235号)94年12月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、価格は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX 06-943-1528

関西労働者安全センター

価格	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672